

令和 3 年度

与謝野町財政健全化審査  
及び水道事業会計経営健全化審査意見書

与謝野町監査委員



## 令和 3 年度 与謝野町財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

### 2 審査の実施日

令和 4 年 8 月 2 日

### 3 審査の結果

#### (1) 総括意見

審査に付された下記、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	令和 3 年度	平成 2 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備考 (当町の比率)
①実質赤字比率	— %	— %	13.74 %	20.00 %	-0.20 %
②連結実質赤字比率	—	—	18.74	30.00	-10.42
③実質公債費比率	17.2	17.0	25.0	35.0	
④将来負担比率	101.5	114.6	350.0	/	

#### (2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は-0.20%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ② 連結実質赤字比率は-10.42%である。0%以下になることから、早期健全化基準を下回っている。
- ③ 実質公債費比率は 17.2%で、前年度から 0.2 ポイント悪化した。分母である標準財政規模が、標準税収入額等が 98,409 千円減となったが、普通交付税が 375,197 千円増加したことから 356,428 千円増加した。一方で分子を構成する元利償還金が、新ごみ処理施設建設事業に係る償還が開始になったこと等から 57,762 千円増加及び準元利償還金も 21,185 千円増加したことにより単年度の比率が 17.2 となった。3 カ年平均では、計算する 3 カ年が平成 30 年度単年度の 16.735 が置き換わることから 0.2 ポイントの増となった。3 カ年平均では早期健全化基準の 25.0%及び財政再生基準の 35%を下回っており問題のない値である。

しかしながら、地方債（町債）の発行について知事の許可が必要となる基準（18%）に近い数値である。今年度は普通交付税が令和3年度に限り創設された臨時経済対策費により増額となった特殊要因であり、来年度以降も厳しい状況が推測されることから「与謝野町財政計画」で示している地方債発行を抑制する等の取組並びに第3次行政改革大綱を遵守した行財政施策を実行する必要がある。なお、令和2年度決算統計でみると府内市町村の中では、ワースト3である。〔府内平均8.1%〕

- ④ 将来負担比率は101.5%で早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っている。前年度から13.1ポイント改善している。

なお、令和2年度決算統計でみると、府内市町村の中ではワースト4に位置する。〔府内平均59.3%〕

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 令和 3 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果は次のとおりである。

### 2 審査の実施日

令和 4 年 7 月 28 日

### 3 審査の結果

#### (1) 総括意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	令和 3 年度	令和 2 年度	経営健全化基準	備考 (当町の比率)
資金不足比率	— %	— %	20.0 %	—188.1 %

#### (2) 個別意見

実質的な資金不足はなく、資金不足比率も 0%以下になることから、経営健全化比率 20%を下回り良好である。なお、水道事業財務の短期流動性を示す流動比率は 100%以上が健全とされるが、188.8%（前年度 212.2%）であり、短期流動性は確保している。現金預金も期末残高 776,781 千円を有しており、資金不足は発生せず良好な状態にあると認められる。

しかしながら、現金預金は近年減少傾向にあり料金水準の妥当性を示す料金回収率は、70.05%と事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる 100%を下回っており留意が必要である。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。